

第百六十八号議案

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十三号）の一部
を次のように改正する。

第一条中「第十七条第三項及び第二十四条第一項」を「第三十八条第三項及び第四十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の
公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行による特定都市河川浸水被害対策
法（平成十五年法律第七十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百六十八号議案

東京都雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の
部を改正する条例